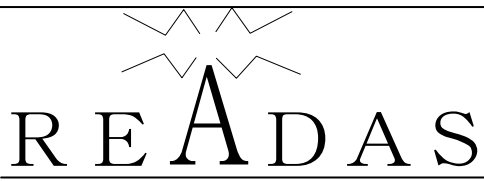


第 4913 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月31日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 平成26年税制改正(法人課税関係)

**Q**：平成26年の税制改正で、法人課税に関するものには、どのようなものがありますか？

**A**：主な改正には、次のようなものがあります。

### 【解説】

平成26年度の税制改正には、次のようなものが盛り込まれています。

- ①復興特別法人税の1年前倒し廃止  
復興特別法人税の課税期間を1年間前倒しで終了することとする。
- ②交際費課税  
交際費等の損金不算入制度について、次の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。
  - イ. 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金に算入することとする。ただし、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用を含まない。
  - ロ. 中小法人については、イと現行の特例との選択適用ができる。
- ③地方法人課税の偏在是正  
法人住民税法人割の税率を引き下げると同時に地方法人税を創設して、平成26年10月1日以後開始事業年度から適用する。
- ④法人事業税の税率の改正  
法人事業税の税率を引上げ、平成26年10月1日以後開始事業年度から適用する。

